

# 山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日 森整第1913号

一部改正 平成27年8月 4日 森整第 751号

一部改正 平成30年4月 1日 森整第2161号

## (趣 旨)

第1条 知事は、森林の保全を図るため、森林病虫害等の早期駆除及びまん延防止の事業（以下「松くい虫等被害総合対策事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業の種類、対象者、経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

なお、松くい虫等被害総合対策事業のうち、山梨県造林事業補助金交付要綱（昭和62年9月9日付森整第8-54号）に基づく事業は、その要綱によるものとする。

## (補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、松くい虫等被害対策総合対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

## (補助金交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業者は、別に定める山梨県松くい虫等被害総合対策事業実施要領に従って当該事業を実施しなければならない。
- 二 補助事業の内容について、補助金の額の増減又は事業の種類ごとの事業費を変更するときは、松くい虫等被害総合対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により、知事の承認を受けるものとする。ただし、別表1及び別表2に定める重要な変更の欄に掲げる内容以外の変更であり、かつ、事業目的達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定された補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- 三 補助事業者は、予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 補助事業者は、この事業に係る書類、帳簿等を整備し、事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、事業完了後、交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、一部の金額を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 一 事業施行地の位置図
- 二 事業の単位が面積を基準とする事業については、求積関係図
- 三 委託契約書、検査調書の写し
- 四 前各号のほか、林務環境事務所長が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 2 山梨県松くい虫被害対策事業補助金交付要綱(平成9年5月1日 森整第5-47号)、山梨県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年7月16日 森整7-22号)、昇仙峡松くい虫対策事業補助金交付要綱(昭和61年1月7日林指第1-5号)及び松くい虫等防除活動支援事業補助金交付要綱(平成9年12月12日森整第12-28号)は廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成27年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (対象病虫害名 松くい虫)

事業の種類			補助対象者	補助対象経費	補助率	重要な変更	
区分	内容	規模					
予防	地上散布	地上、又は無人ヘリコプターから行う薬剤散布(年2回散布)	1市町村概ね1ha以上	市町村及び松林の所有者等であって知事が適当と認めた者	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
	樹幹注入	樹幹注入剤を使用する予防	1区域5ha以上又は知事が認めた規模	同上	薬剤費、施工費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4 又は※8.5/10	
駆除	特別伐倒駆除	松くい虫被害を受けた松の伐倒及び破碎若しくは焼却	1市町村駆除材積の合計が1m <sup>3</sup> 以上	同上	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破碎費及び事務雑費並びに樹木の伐倒、破碎、焼却(必要な搬出、運搬を含む)の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
	伐倒くん蒸	松くい虫被害を受けた松の伐倒及びくん蒸		同上	薬剤費、くん蒸費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
	伐倒薬剤処理	松くい虫被害を受けた松の伐倒及び薬剤散布		同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
	天敵利用処理	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及びボーベリア菌による駆除		同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
枯損木除去	枯損木除去	過年度の松くい虫被害によって枯死した松の伐倒除去	市町村	除去費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4		

※8.5/10の補助率の適用は、昇仙峡松くい虫対策事業実施要領に基づく事業に限る

※この表に定める事業について、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「国要綱」という。)に基づき農林水産大臣から補助金の交付を受ける場合(昇仙峡松くい虫対策事業実施要領に基づく事業による場合を除く。)に限り、その端数金額を切り上げるものとする。

別 表 2 (その他病虫害関係)

病虫害名	区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	重要な変更
松毛虫、まつばのたまばえ、すぎたまばえ、まいまいが、すぎはだに	駆除	市町村、森林組合及び森林所有者等であって知事が適当と認めた者	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事が認めた額	3 / 4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
のねずみ	駆除	同上	同上	1 / 2	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
からまつ先枯病菌	伐倒駆除	同上	伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費について、知事が認めた額	2 / 2	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
	薬剤駆除	同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事が認めた額		
カシナガキクイムシ	駆除	同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事が認めた額	3 / 4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少

※この表に定める事業について、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、国要綱に基づき農林水産大臣から補助金の交付を受ける場合に限り、その端数金額を切り上げるものとする。

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 印

年度山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり松くい虫等被害総合対策事業を実施したいので、  
山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、  
補助金 円を交付されたく申請します。

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙のとおり
- 2 収支予算書 別紙のとおり

## 1 事業費の内容及び経費の配分

対象病虫害名 事業の区分		事業量	事業費	負担区分		
				県補助金	市町村費	その他
対象病虫害名	予防					
	駆除					
	枯損木 除去					
計						

## 2 収支予算書

## (1) 収入

事業名	予算額				備考
	県補助金	市町村費	その他	計	
松くい虫等被害総合 対策事業					

(市町村以外の場合は、「市町村」を「申請者名」に変えるものとする。)

## (2) 支 出

対象病虫害名 事業の区分		予算額	算出の基礎
対象病虫害名	予防		
	駆除		
	除去 枯損木		
	計		

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 印

年度山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった松くい虫等被害総合対策事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

（以下、第1号様式に準ずる。ただし、変更前を上段に、変更後を下段に記載するものとする。）



山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松くい虫等被害総合対策事業について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名 口座名 口座番号

第4号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 印

年度山梨県松くい虫等被害総合対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった松くい虫等被害総合対策事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業の内容及び経費の配分（第1号様式に準ずる。）
- 2 収支精算書（第1号様式に準ずる。ただし、「収支予算」を「収支精算」に変えるものとする。）

1 事業費の内容及び経費の配分

第5号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年度消費税仕入税額控除適用報告書

平成 年 月 日付け 第 号により確定通知があった山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金について、山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金等交付要綱第7条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付申請番号

2 補助事業者名

3 施工場所

4 補助金確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による確定通知額のうち該当額)

(注) その他参考となる資料を添付すること。